

働きながら年金を受け取る方へ・・・「在職老齢年金」制度が見直しされます！

◆「在職老齢年金」とは？

- ・60歳以降、厚生年金保険に加入しながら（働きながら）老齢厚生年金を受給し、受け取る老齢厚生年金と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「在職老齢年金」といいます。
- ・在職老齢年金には、「60歳台前半（65歳まで）の在職老齢年金」と「60歳台後半（65歳以降）の在職老齢年金」があります。

◆ 何が見直しになったの？

「60歳台前半（65歳まで）の在職老齢年金」の見直し内容

≪60歳台前半の年金が停止されにくくなります。≫

- ・令和4年3月まで、60歳～64歳在職者の年金は、総報酬月額相当額（＝厚生年金の標準報酬月額＋賞与年額の1/12）と基本月額（＝老齢厚生年金（※）の月あたり受給額）の合計が28万円を超えると年金が減額調整される（支給停止基準額28万円）こととなっていました。

※共済等、年金機構以外からの老齢厚生年金受給額も含めます。

- ・支給停止がかからぬよう労働時間を抑制する等、高年齢者の就労に与える影響があったとして、令和4年4月より、65歳以上の在職者と同様に、支給停止基準額が47万円に引き上げられることとなりました。

\*改正後 65歳未満在職者 老齢厚生年金の支給調整計算（月額）

- ・総報酬月額相当額＋基本月額≦47万円 → 年金の調整停止なし
- ・総報酬月額相当額＋基本月額>47万円 → 47万円を超えた金額×1/2を停止
- ・65歳未満の方で、今まで全額支給停止となっていた方について、受給額が発生する可能性があります。見直しによりご本人宛に決定通知が改めて届くかと思われますので、在職者からのお問い合わせの際には、確認いただくようお願いください。

「60歳台後半（65歳以降）の在職老齢年金」の見直し内容

≪毎年、年金額が見直しになり、増額されます。≫

- ・老齢厚生年金の受給額は、厚生年金の加入実績（保険料額）に応じて決定されます。
- ・令和4年3月までの仕組みでは、65歳時の年金受給資格決定後、以降に就労を継続した被保険者期間（納付した厚生年金保険料）分については、退職時、及び厚生年金に加入で

きる上限年齢の 70 歳到達時をもって計算をし直し、受給額に反映することとなっています。

- ・ 令和 4 年 4 月の改正では、年に一回、前年の実績により毎年 10 月分から厚生年金額の改定を行うこととなりました。
- ・ これにより、退職や 70 歳を待たずに加入実績が早期に年金額に反映され、就労を継続したことの効果が実感できることとなります。なお、現時点の試算では、標準報酬月額 20 万円で 1 年間就労した場合、月額で 1,100 円ほど厚生年金額が増える見込みとなっています。

以上